

外形標準課税対象法人の「法人県民税・事業税」の申告等について

福岡県では、本店所在地が福岡県内にある外形標準課税対象法人[※](以下「県内外形法人」)に関する申告内容の確認・調査業務を福岡県庁税務課内の外形標準課税調査係にて行っています。
※資本金が1億円を超える普通法人

県内外形法人に関する担当部署

「法人設立届」、「法人異動届」、「申告期限延長申請」、「申告書」、「更正請求」、「更正・決定通知」、「課税免除申請」等に関するお問い合わせへの対応	福岡県庁税務課 外形標準課税調査係
・上記書類等の受付・発送 ・「納税(確認)」、「納税証明書」等に関する業務及びこれに関するお問い合わせへの対応	各県税事務所

なお、本店所在地が福岡県外の外形標準課税対象法人については、全ての業務を博多県税事務所にて行っています。

大法人の電子申告義務化について

平成30年度税制改正により、外形法人等の大法人が行う法人県民税及び法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

■対象法人

- (1)事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2)相互会社、投資法人及び特定目的会社

■適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から適用

■対象書類

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。また、義務化の対象となる申告書を紙で提出した場合は、県税事務所 で受付を行った場合であっても当該申告書は無効となりますのでご注意ください。

問い合わせ先(県内外形法人)

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県 総務部 税務課 外形標準課税調査係

TEL:092-643-3081 FAX:092-643-3069